

令和6年度

横手西部農業水利事業

石持川幹線排水路（その14）工事

現場説明書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

[1] 一般事項

別紙－1 「一般事項」 のとおりとする。

[2] 入札の保証について

別紙－2 「入札の保証について」 のとおりとする。

[3] 契約の保証について

別紙－3 「契約の保証について」 のとおりとする。

[4] 資材価格について

本工事で用いる資材等のうち、見積単価については競争参加資格確認通知の際に入札説明書ダウンロードシステムで配布することとしている。

[5] 施工

1. 特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等

(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第12条に基づく説明書（共通仕様書工事関係書類様式（様式12－1及び様式12－1別表1～3のうち該当様式））を落札決定後直ちに発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

(2) また、建設リサイクル法第13条に基づき、請負契約の当事者が、①分別解体等の方法、②解体に要する費用、③再資源化等をする施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないため、共通仕様書工事関係書類様式（様式13－1及び13－2－①～③のうち該当する様式）を（1）の説明書と同時に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

(3) なお、工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が示す施工方法との別の方法が記載された場合でも変更の対象とはしないものとする。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。

2. 積算における工種等区分等について

本工事の予定価格積算における工種区分等については、「土地改良事業等請負工事積算基準」（農林水産省農村振興局制定）に基づき、次のとおりとしている。

(1) 土木工事

- 1) 工種区分：排水路工事
- 2) 施工地域区分：補正なし
- 3) 冬期補正（歩掛）：補正なし
- 4) 冬期補正（現場管理費率）：+0.64%
- 5) 豪雪補正：10%
- 6) 週休2日補正：4週8休以上
- 7) 現場環境改善費の計上：する
- 8) 適用単価期：令和6年6月期

3. 土工

(1) 建設発生土受入地について

- 1) 建設発生土については、現場内土砂仮置場に仮置きするものとする。

- 2) 現場内土砂仮置場に建設発生土を仮置きする場合は、盛土高さ、盛土範囲、形状等について発注者と協議しなければならない。

#### 4. 構造物取壊工

##### (1) 建設資材廃棄物の処理について

特別仕様書第10章3. に示す処理施設までの片道運搬距離は、次表のとおり考えている。

建設資材廃棄物	処理施設名	片道運搬距離
無筋コンクリート塊	(有)クリーンカンパニー	L= 8.6km
有筋コンクリート塊	(株)吉田建設	L= 5.3km
プラスチック廃材	(株)羽後環境	L= 8.9km

#### 5. 仮設工

##### (1) 水替え工

排水ポンプの運転日数は次表のとおり考えている。

工種	運転日数/台
法覆護岸工 (左右岸) No.50+52.000~No.53+18.000	93日
出向分水路 No.53+28.500~No.53+50.000	115日
仮廻し水路吐口部法覆護岸工 (左右岸) No.53+18.000~No.53+28.500	22日
仮廻し水路呑口部法覆護岸工 (左右岸) No.53+50.000~No.53+62.800	22日

##### (2) 大型土のう工

大型土のう工の据付・撤去は、ラフテレーンクレーン 25 t 吊を考えている。

##### (3) 敷鉄板等

敷鉄板等の供用日数は次表のとおり考えている。

工種	供用日数
工事用進入路、重機組立解体ヤード、転換所、水路養生工Ⅰ型 (バタ角含む)、水路養生工Ⅲ型 (覆工板、H型鋼含む)、出向堰分水路養生	180日

##### (4) 鋼矢板

1) 鋼矢板の供用日数は次表のとおり考えている。

使用場所	規格	供用日数
半川締切堤 No.50+52.000~No.53+18.000	Ⅲ型	153日
仮廻し水路工	Ⅲ型	136日

2) 鋼矢板打設区間の最大N値は35と考えている。

##### (5) 仮設管渠

出向堰分水及び瀬戸川分水の用水確保に使用する工事用道路下及び仮設分水路の高密度ポリエチレン管 (継手等含む) は損料 (損耗率 55%) により計上している

##### (6) 官貸額

本工事で使用する仮設資材のうち、特別仕様書第7章貸与品で示す材料については、以下のとおり計上している。

- ① 直接工事費については、設置・撤去に係る歩掛のみを計上している。
- ② 共通仮設費については、上記①、下表に示す敷鉄板の賃料を対象金額に含めて、共通仮設費率を乗じて計上している。
- ③ 現場管理費（率計上分）については、上記①、②、下表に示す敷鉄板の賃料を対象金額に含めて、現場管理費率を乗じて計上している。
- ④ 一般管理費（率計上）については、上記①、②、③を対象金額に含めて、一般管理費率を乗じて計上している。

品名	規格	単位	数量	備考
敷鉄板 (貸与品)	t22mm×B1, 524mm×L6, 096mm	m2	1,022	率計上の対象金額にかかる賃料は、供用日数180日で計上

- ⑤ 特別仕様書第7章に示す敷鉄板は、本工事現場内資材置場へ搬入済みであるが、引渡し後は受注者の責任において維持管理しなければならない。ただし、工事完了後の搬出先が現時点で未定のため、搬出費用は計上していない。

## 6. 工事用地等について

### (1) 借地契約

発注者が行う用地借地契約については、工事着手時までには終える予定である。

## 7. 仮設材輸送について

- (1) 調達地からの運搬距離及び輸送量は次表のとおり考えている。

資材名	調達地	運搬距離	仮設材輸送量
鋼矢板 (Ⅲ型)	秋田県秋田市	L=68.9km	403.00t
H型鋼	秋田県秋田市	L=68.9km	0.80t
覆工板	秋田県秋田市	L=68.9km	5.2t

- (2) 仮設材の輸送費については、片道（復路）分に冬期割増率0.2を計上している。

## 8. 重建設機械分解組立輸送等

超ロングアームバックホウ（0.4m<sup>3</sup>級）は、2台分の輸送費を計上しており、輸送距離はL=15.2kmを考えている。また、クローラクレーン（50～55t吊）は、1台分の分解組立輸送費を計上している。

## 9. 施工歩掛

施工歩掛に示す作業にあたっては、現場実態調査を行うものとし、表に記載している歩掛と調査結果に著しい相違が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

### (1) 既設ゲート等撤去工

#### ① 撤去歩掛

出向分木工の既設ゲート等（鋼製起伏ゲート5.0m×1.4m×1門、簡易スルースゲート0.7m×0.7m×3基、スクリーン1.8m×1.5m×1基、スクリーン1.1m×1.5m×1基）撤去工に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

単位：1式当たり

名称	規格寸法等	単位	数量	備考
----	-------	----	----	----

[既設ゲート等撤去]				
鋼製起伏ゲート	据付工		人	10
	普通作業員		人	5
簡易スルースゲート等	据付工		人	5
	普通作業員		人	3
[機械経費]				
ラフテレーンクレーン	16ton	日	3	(機械器具費)
電気溶接機	200A	日	3	(機械器具費)
雑器具損料		%	2	機械器具費に対する率

## ② 輸送費

輸送費については、次のとおり考えている。

- ・対象扉体面積：9.0 m<sup>2</sup>
- ・想定輸送距離：15.7 km

なお、本設備の輸送費は、土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）第3章水門設備の起伏ゲートの輸送費算定式で考えており、付属する鋼製付属設備（簡易ゲート、スクリーン）の輸送費も含んでいる。

## (2) 階段ブロック設置工

階段ブロックの設置に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

単位：10m<sup>2</sup>当たり

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
階段ブロック	L=2.0m, 1.5型	個	13.90	0.72m <sup>2</sup> /個
土木一般世話役		人	0.2	
ブロック工		人	0.6	
特殊作業員		人	0.1	
普通作業員		人	0.3	
諸雑費	労務の1%	式	1	
バックホウ運転	山積0.45m <sup>3</sup> , 吊能力2.9t	日	0.27	

## (3) 仮設排水路工（出向堰分水）

仮設排水路工（出向堰分水）の高密度ポリエチレン管設置撤去に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

単位：1式（280m）当たり

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
[設置]				
土木一般世話役		人	1.4	
特殊作業員		人	3.5	

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
普通作業員		人	5.096	
バックホウ運転	山積0.45m3, 吊能力2.9t	日	3.192	
軽油	パトロール給油	L	67.2	
運転手 (特殊)		人	2.408	
[撤去]				
土木一般世話役		人	0.7	
特殊作業員		人	1.75	
普通作業員		人	2.548	
バックホウ運転	山積0.45m3, 吊能力2.9t	日	1.596	
軽油	パトロール給油	L	33.6	
運転手 (特殊)		人	1.204	
[材料]				
高密度ポリエチレン管 (直管)	φ400, ダブル	m	280	
高密度ポリエチレン管 継手	φ400	個	55	

(4) 仮設排水路工 (瀬戸川分水)

仮設排水路工 (瀬戸川分水) の高密度ポリエチレン管設置撤去に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

単位：1式 (32m) 当たり

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
[設置]				
土木一般世話役		人	0.16	
特殊作業員		人	0.4	
普通作業員		人	0.582	
バックホウ運転	山積0.45m3, 吊能力2.9t	日	0.365	
軽油	パトロール給油	L	7.68	
運転手 (特殊)		人	0.275	
[撤去]				
土木一般世話役		人	0.08	
特殊作業員		人	0.2	
普通作業員		人	0.291	
バックホウ運転	山積0.45m3, 吊能力2.9t	日	0.182	
軽油	パトロール給油	L	3.84	
運転手 (特殊)		人	0.138	

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
[材料]				
高密度ポリエチレン管 (直管)	φ 400, ダブル	m	32	
高密度ポリエチレン管 継手	φ 400	個	6	

(5) 仮設分水路

仮設分水路（高密度ポリエチレン管 φ 400）の設置撤去に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

単位：1式（31m）当たり

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
[設置]				
土木一般世話役		人	0.155	
特殊作業員		人	0.388	
普通作業員		人	0.564	
バックホウ運転	山積0.45m <sup>3</sup> , 吊能力2.9t	日	0.353	
軽油	パトロール給油	L	7.44	
運転手（特殊）		人	0.267	
[撤去]				
土木一般世話役		人	0.078	
特殊作業員		人	0.194	
普通作業員		人	0.282	
バックホウ運転	山積0.45m <sup>3</sup> , 吊能力2.9t	日	0.177	
軽油	パトロール給油	L	3.72	
運転手（特殊）		人	0.133	
[材料]				
高密度ポリエチレン管 (直管)	φ 400, ダブル	m	30	
高密度ポリエチレン管 (曲管)	φ 400, ダブル	m	1.2	
高密度ポリエチレン管 継手	φ 400	個	7	

(6) III型水路養生工

III型水路養生工に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

単位：100m<sup>2</sup>当り

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
覆工板	鋼製（補強型）	m <sup>2</sup>	100.0	水路養生工III型

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
				1 mあたり 3 m <sup>2</sup>
H形鋼	200型[賃料]	t供用日	3.323	
H形鋼	[修理費及び損耗費]	t	3.323	
土木一般世話役		人	4.7	
普通作業員		人	8.3	
ラフレックレーン	油圧伸縮ジブ型 25t吊	日	4.7	

(7) フラップゲート撤去・再設置

フラップゲート撤去・再設置に係る施工歩掛は次表のとおり考えている。

単位：1基当り

名 称	規格寸法等	単位	数量	備考
特殊作業員		人	1.0	
普通作業員		人	1.0	

10. その他

(1) 原形復旧について

工所用道路の路体、敷鉄板の撤去後の後片付けは入念に行うこと。

仮設用地に係る原形復旧（出向堰分水及び瀬戸川分水の水路復旧、工所用道路敷地の復旧、現場内土砂仮置場整地等）は、本工事で行うことで考えている。

(2) 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2) 被災地域における被災農林漁家等の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。

①工事着手時点における雇用見込人数

②月毎の雇用実績人数

(3) 「工事書類の簡素化」について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、工事書類の簡素化を図るため、土木工事共通仕様書などの基準等が平成26年3月28日に改正された。

これに合わせ、平成26年4月より農林水産省ウェブサイトにて提出書類様式を編集可能な形式（Word、Excel）で掲載、ダウンロードを可能とすることで、受注者の利便性の向上を図っている。なお、上記の土木工事共通仕様書などの改正内容、提出書類書式及び「工事書類の簡素化」についての概要は、農林水産省ウェブサイト [http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu\\_siyosyo/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/) に掲載されているので確認されたい。

## 別紙ー 1

### 一般事項

#### 1 労働災害の防止について

すでに、労働省労働基準局長より「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（昭和 53 年 12 月 15 日付基発第 687 号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが一層徹底するよう努めること。

- (1) 工事の計画段階における安全性の検討
- (2) 技術管理の徹底
- (3) 安全衛生に関する責任体制の確立
- (4) 工程の適正化

#### 2 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

#### 3 適正な工事施工の確保について

- (1) 受注者は、工事請負契約書第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。
- (2) 受注者は、工事現場に設置が義務づけられている専任、主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- (3) 発注者は、農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節総則 1-1-1 4 及び「施設機械工事等共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-34 に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに応ずること。

#### 4 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

## 5 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という）を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。
- (2) 受注者は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。

ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。
- (3) 受注者は、(2)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、(2)の申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (4) 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- (8) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

## 6 ダンプ・トラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入り

することのないようにすること。

- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における下請業者を指導すること。

#### 7 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セーフティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

#### 8 中間前金払いと既済部分払に関することについて

請負代金が 1,000 万円以上であって、かつ、工期が 150 日以上の仕事については、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択するものとする。

また、その選択については、落札決定後、工事請負契約書を提出するまでに申し出るものとし、その後においては変更することができない。

なお、債権譲渡申請が承諾された以降は、中間前金払又は既済部分払を請求することができず、その後において変更することができない。

#### 9 不法無線局について

不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設した無線局）を設置した車両は、工事現場周辺他で電波障害等を引起すため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

#### 10 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

- (1) 開札の結果、予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について」（平成 18 年 8 月 1 日付け 18 経第 724 号大臣官房経理課長）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

##### ① 発注者の監督強化

「施工段階における確認マニュアルの一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

② 施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

③ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請け契約計画書を提出するものとする。なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。

また、「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 180 号大臣官房経理課長名）、「施工体制点検審査マニュアル」（平成 15 年 4 月 11 日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長）に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

④ 受注者側技術者の増員について

予定価格が 2 億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の開札を行った日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは開札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者 1 名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

ア 工事成績 70 点未満の評定を通知された者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑤ 発注方式と積算

「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事の場合で、当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合で、低入札価格調査対象工事となった場合は、当初工事の契約時において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとする。

(2) 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

① 対象工事について、(1) に示す次のア～ウの段階において、監督職員が文書に

より受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ②及び③に示す対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階

ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階

- ② ①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の評価点を3点減ずる。

- ③ ①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事(「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。)において、次の入札参加制限を講ずる。

・対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

・対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

- ④ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、②と同様の措置を講ずる。

## 11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 12 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律(平成22年法律第36号)を推進するため、平成22年12月28日に策定した「新農林水産省木材利用促進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

については、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。

- 13 予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約にかかる契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。
- 14 予算決算及び会計令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。
- 15 一次下請業者への支払について  
一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は 90 日以内の手形で行うものとする。

## 入札の保証について

入札参加者は、以下の①から⑤までのいずれかの書類を提出しなければならない。

### ① 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- イ 保管金領収証書は、「日本銀行仙台支店」に見積金額の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏 総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。
- ニ 入札参加者は、入札執行後、保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。
- ホ 見積金額の増額により入札保証金の金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

### ② 入札保証金に代わる担保としての国債に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に見積金額の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の国債を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管有価証券は、会計法第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。
- ニ 入札参加者は、入札執行後、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案とともに提出すること。
- ホ 見積金額の増額により国債の総額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

### ③ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

- イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、銀行等とする。
- ロ 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 東北農政局長 前島 明成」と記載されるように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は、落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いとすること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、見積金額の 100 分の 5 の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から 7 日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月間以上確保されるものとする。

チ 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

リ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ヌ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ル 見積金額の増額により保証金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する保険会社との入札保証保険契約に係る証券

イ 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 東北農政局長 前島 明成」と記載されるように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

ヘ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。

ト 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

チ 見積金額の増額により保険金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証券

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受け、契約保証予約証券を提出した場合は、予算決算及び会計令第77条第2号に規定する場合に該当するものとして、入札保証金の全部を納めさせないこととする。

ロ 契約保証予約証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 東北農政局長 前島 明成」と記載されるように申し込むこと。

ハ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で、予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。

ニ 契約保証予約証券上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ヘ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たって、いかなる留保も付されていないこと。

## 別紙ー 3

### 契約の保証について

(1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏 総務部会計課 課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

#### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

#### ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法

律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 前島 明成」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

#### エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 前島 明成」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 前島 明成」と記載す

るよう申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。